

環境影響評価準備書に係る三重県環境影響評価委員会小委員会 質疑概要
(都市計画道路 鈴鹿亀山道路)

日時：令和2年1月15日(水) 10:00～12:00

場所：三重県勤労者福祉会館4階第3教室

委員：説明資料の14ページ目(スライド26)ですが、騒音の部分で赤枠と青枠の2つデータが示されているのですが、予想高というのはどのように理解すればいいのですか。

都市計画決定権者：青が1.2mの高さということで、概ね住居の1階部分を想定しています。高さ4.2mとなると住居の2階部分の高さを想定していますので、その両方で評価させていただきます。

委員：盛土で通過する場合は、どちらの値もあり得るということですか。

都市計画決定権者：そうですね。どちらの値でも確認させていただいたということです。

委員：現地を見せていただいたときに、特に集落がないところを歩いていったと思ったのですが、それでもやはり住居が近いところが幾つかあったと思います。そうすると、音ともう1つは景観ですね。目の前が水田だったところにいきなり壁ができるようなことが起こり得る可能性があるということ強く感じました。おまけに、騒音が基準値ぎりぎりのように見えるわけですね。そうすると、全体としてはみんな同じじゃないのだけれど、家があるところを考えると、やはりその方にとっては大変なことかと思しますので、事業をする限りにおいてはしっかりと手当てしていただけるような方法を考えていただきたいという気持ちになります。これが1点です。

この場所というのは、結局河川を中心とした湿地帯のような環境で、その中に、先ほどあったような重要種が見られる小さい樹林帯も見られるということだと思います。そうすると、何らかの工事をするとき必ずそのところは湿地が失われるという感覚を持っていくべきだと思います。失われる部分の代わりの場所をどこかに見つけるといっても、この地形が生んだところなので、それははっきり言って無理です。結局こういう事業というのは、どういう優先順位で、どう天秤にかけるのかということだと思いますので、その部分を明確にされる必要があるのかと思います。実行可能な範囲でこの評価はというのだったら、実行不可能なことが起こるのであれば×なのかということになりますよね。では、止めるのかという話になってくるので、その辺りを話し合いというか、地元の要求や必然性をしっかり見定めて進めていただきたいという気持ちが基本的にあ

ります。

委員：ウメムラシタラガイとアツブタガイは、どうしてそこにいるのでしょうか。

都市計画決定権者：良好な環境状況ということであると思います。葉っぱの腐った腐葉土のような、そういうところにいるようなものであって、そこだけ自然環境が保たれているという認識です。

委員：結局あまりよく分からない生き物でもありますし、なぜそこにいるかということがわからない、そういう生物について周辺に似た環境があるとか、あるいは少し横に移植すればいいとかいうことは、それは違うのではないかと思うのですけれど、いかがですか。

都市計画決定権者：先ほど先生が仰られた通り、似たような環境の場所に戻せばいいのかという認識でいたところでございまして、その適地については今後、専門家の意見も聞きながら決めていきたいと考えているところです。

委員：やはりなぜそこにいるのか分からないということは、人間にとってよく似ているように見えるということと、貝のそれが違うからだと思います。そこを理解しないまま対策をするというのは、少し配慮が足りないのではないかと思います。もう少し周りまで広げて調べれば生息しているのかもしれませんが、そういうことも踏まえて対策していただきたいと思います。本当はそこを避けるか、トンネルにする、橋にするようにしていただければ一番いいかと思います。2種類の貝がいるということは、実際に見ても何となくいいところではあるのですが、やはり何か素晴らしい、そういう場所なのでやはり注意していただきたいと思います。それが1点です。

委員：オオタカのことについて、猛禽類の調査は、方法書に関する知事意見が出る前に既に調査が終わっていますよね。つまり、既に4～5年経っているということです。この前の現地調査では、オオタカがあそこにいるのを見ましたが、これは工事がいつ始まるのですか。

都市計画決定権者：まだ都市計画決定の段階ですので、事業実施の時期が未確定ということとであります。当然着手前に猛禽類の調査を再度させていただいて、そのうえでの対応は考えていかないといけないという認識であります。

委員：そうですね。直前にかなり詳細な調査をしてここで決めたような対策をしていたかないと、何をやっているのか分からないと考えざるを得ません。単に希少猛禽類だけ

ではないのですけれど、その点、十分に注意していただきたいと思います。

都市計画決定権者：承知いたしました。

委員：ハチクマが見つかっていますけれど、ハチクマの発見状況については、地図等はないですか。平成 26 年だけ、飛んでいるものが見つかっていると準備書に書いてあり、猛禽類調査が 27 年のだけをピックアップしているようですが、26 年の情報は何かないですか。

都市計画決定権者：27 年だけと言われたのはどの部分のことでしょうか。

委員：平成 27 年 9 月の業務委託その 2 には、ハチクマのことが何も書いていないですよ。

都市計画決定権者：猛禽類の調査は 2 ヶ年の繁殖期をやっています、この予測評価に当たっては、2 ヶ年の結果をもとに行っております。

委員：いろいろな猛禽類のことを最後のあたりに載せているのですが、ハチクマについては載っていないように思いました。

都市計画決定権者：調査は 2 ヶ年しているのですが、確認されたのは仰る通り 26 年のみの確認となっていて、飛翔のみの確認ですので、この辺りで繁殖しているというところではないと認識しています。

委員：例えばチョウゲンボウやコチョウゲンボウ、ミサゴ等について、ある程度は言及されているのですが、その中でハチクマだけ表に何も載っていないものですから、実際、59 ページのその他の猛禽類の表を見ても平成 27 年の結果しか載っていないので、ハチクマの情報がないのかと思ったのですが、そうではないのですか。

都市計画決定権者：そうです。準備書には、オオタカと同じようにハチクマもミサゴもハイタカも、その他の重要種と同じように予測評価を並べています。

委員：そうですけれども、飛翔図等が何も載っていないものですから、こちらにあるべきではないのですかと言っています。

都市計画決定権者：違う年度の報告書には、きちんと載っています。

委員：そういうことですよ。ハチクマは、現在オオタカよりもずっと希少だと思いますし、ここで注目すべきは、サシバとハチクマが大事だと思っています。実際、多分ここに近いところに生息していないから、生息しているオオタカをピックアップされているとは思いますが、ハチクマについては慎重に考えたいので、情報がないのかということでお尋ねしました。次回、何か出していただければと思います。

都市計画決定権者：わかりました。調査結果はありますので、次回、飛翔図などを準備さ

せていただきます。

委員：まず、見つかった生物のリストに関して、11-8-25あたりからですけれど、現地調査で確認された動物のうち、たくさん見つかった分類群が全部載っていないです。例えば11-8-25の現地調査で確認された鳥類、表11-8-14ですが、これだったら、最後、「オオヨシキリ等」になってしまっています。全部知りたいと思います。

こういう準備書は初めて見ました。普通、昆虫が1,000種類見つかるのですが、資料編のような形で出してくれそうです。

都市計画決定権者：対応させていただきます。

委員：お願いします。例えばデジタルだけでもいいので。やはりその地域の動物相を明らかにする、特にこの場合ですと税金も使ってやっているの、そのことを公表すること自体にも大きな意味があると思いますので、とにかくリストは全部出していただきたいと思います。見たところ、鳥、昆虫、その他無脊椎の貝のところについて、よろしくお願いします。

委員：先ほどの委員も言われたのですが、湿地、湿ったところに道路を通していくということになります。水の流れをどのように切ってしまうのかということが気になります。地下水と地表水、両方に関してどのようにして影響を小さくして現状の環境をなるべく残していけるかということを考えていただきたいと思います。個別の動物に関して申すというよりは、やはり環境自体を残さないと。伺っていると、重要な種類に関して、工事期間中繁殖に関して影響を避けるとか、動物愛護のような感じになってしまっているわけです。だけどそうでなくて、環境全体をどのようになるべく変えないかというところがポイントだと思います。そうでないと、個体を残してもすぐ死んでしまいます。物理的な環境を維持することによって植物も維持できて、その上にいる動物も維持できるとなってくるので、そのところを一番注意していただきたいと思います。そのときにポイントになる1つが水の流れだと私は感じています。

同時に、動物は動くので、この道路によって動物の移動範囲が小さくなって切られてしまうということは事業者側も注目されていると思います。だから、ボックスカルバート等を設置するということですね。私はこのことはすごく高く評価しております。ただ、3個だけ設置しましたとかだったら全然だめだと思います。これをどれぐらい設置したらいいのか僕もよくわかりませんが、この後の委員も言われると思いますが、なるべくたくさん設置していただく、それによって、水の流れもある程度確保できる可能性

もあると思っています。そのことをひとつお願いいたします。適切な大きさと十分な頻度、両方に注意していただきたいということです。

この道路をつくるにあたって、盛土をすると法面が発生するとか、法面の下のところまで法面で下の地面につながるのかあるいはコンクリートの壁なのか、これらも生き物にとっては結構大きな問題になってくると思います。実際のところ、法面をどうしたらいいんだろうと普段から思っています。つまり、植物の保全を考えれば、そこに元の植生を再現すればそれでお終いだと思うのですけれど、動物に関して言うと、そのことによってもってかえってロードキルが増えてしまうという側面もあると思います。法面と道路の間に例えばU字型の側溝を入れたりすると、法面に生きていた虫というか、例えばカメとかカエルとかも上がってくるとは思います。そういう生物がはまって結局はトラップになって死んでしまう。それだったら、例えば法面の上のところ、道路との境のところに小さな壁を作るとか、あるいはU字じゃなく、法面側、道路と反対側のところはちょっと傾斜をつけてそっち側には戻れるようにするとか、そういう工夫をしていただくと、動物の側からしても法面が生息場所として生きてくるのかと思います。

三重県が行う事業ですので、環境に対する配慮も十分していただきたい。今までに無いような技術も試していただいてもいいと思います。ぜひお願いしたいと思います。

委員：今回、重要種が3つほど、ヒメミズワラビやシソクサ、ホシクサが見つかっている。

それに関して、保全措置として移植を検討されているということですが、先ほどからも意見として挙がっているような移植先、適地としては湿地のものですよね。そういった環境についてどこを探すのか。そこで具体的にはどうやって移植するのかについて、まだこれからとはいえ、具体的に考えておられることはありますか。

都市計画決定権者：適地はどこかというところまでの具体的なことは持ち合わせていないので、今後の実施設計の中で考えていきたいという認識でございます。

委員：三重県の宮川の浄化センターの事業で、例えばヒメミズワラビ等は移植されていますよね。もちろん湿地環境が十分にあれば、そこに植えたら定着、更新はきちんとみられるということはあるようですが、やはりその湿地的な環境が失われてしまうと、つまり適切に管理されなかったら消えていきますよね。冠水期が長過ぎたり、あるいは周りが茂ってきたりするとダメになったりする。そういったことも考えると、移植そのものが難しい植物ではないですが、そこで定着していけるのかとかいったことを考えたと

きには、きちんとした配慮が必要になってくるのではないかと思います。移植等に関して、幹事意見でみどり共生推進課から、「移植する生物の保全措置については、単に移動させるだけではなく、代償措置として新たな生息環境を整備する等の環境保全措置を行うよう努めてください」という意見があったと思います。それに対する回答として、基本的には適地に移植する、要するに、何か新しく湿地的な環境をつくった場合そこは維持しないといけないから、適地を探して移植するという方針だと思うのですが、おそらくこの幹事が言われていることはそうではなく、先の委員が言われたことと同じで、この種そのものを移植するだけではそれで終わりなので、この事業によって、例えばある一定の湿地面積が損なわれて消えるのであれば、そこと同質、同等の生態系を新たに創出して維持管理していくことが大事なのではないか、それに努めてくださいという意見だと思います。、ここはある程度環境がいいかもしれないですが、全国的な湿地の面積は少なくなってきている。単にヒメミズワラビをどこかに植えて終わりということではなく、生態系としてそういった環境を新たに創出するような試みをされてもいいのではないかと思います。盛土区間の部分とも関係してくるのですが、そこをどこにするのかといったことを検討していただきたいと思うのですが、そういったことは可能ですか。

都市計画決定権者：今の段階で明確にはお答えしにくい部分がありますが、移植のときにはそのようなことも踏まえたうえで、どこが適地なのか、どういうやり方がいいのか、検討させていただかないといけないのかと思っています。

委員：今の意見と関係もするのですが、図で示していただきました盛土区間は、割と長い距離にわたって盛土が続くこととなります。先の委員が仰ったように、生物の移動ということを考えると、割と長距離にわたってその移動は阻害される、分断されることになっていくわけです。それで今回、野生生物の通路となるようなことを企画されていて、私もこれはすごくいいなと思っています。ですが、どんなものをどれくらい設置するのかということはすごく興味がありまして、これによって有効な野生生物の通路に本当になり得るのかといったこととなります。単に動物の移動だけではなく、こういった小動物は植物から見ても重要な種子散布者ですので、これらの移動がしっかりと確保されないと植物の分散にもすごく影響してくるわけです。今ちょうどパブリックコメント中ですが、三重県が新たにバージョンアップしようとしている「みえ生物多様性推進プラン」の中でも、今後、三重県として生態系ネットワークの形成を促進するという、ものすごく大きな方向性として示されていると思います。そういった生態系ネットワークを考え

たときに、この生物の移動あるいは生態系同士が有機的に繋がっているという状況はものすごく大事なことだと思います。そういったことを念頭に置いた形できちんと野生生物の通路を確保すること。先ほどの湿地植物のところも同じで、ある程度湿地を消してしまうとなると、新しく湿地的な環境を維持する場所をうまく他の生態系と生態系をつなぐような場所に設けることができたりすると、生態系ネットワークの構築という意味ではものすごく望ましい形になるのではないかと思います。これはもちろん、工事を実際に進めていくうえで現実的ではない部分もあると思うのですが、せっかく生態系ネットワークの構築を促進するという方向性を示されているので、必要最低限でなく、もっと積極的にプラスに挑戦する事業にさせていただくというのではないのでしょうか。三重県が関わる事業としてあるわけですから、今後も県内でたくさんあるであろういろいろな開発事業、他の事業者の方々の開発事業の模範になるような環境保全措置を講じていただければ、三重県の姿勢としてすごくいいのではないかと思います。何か今の段階で方針や考えられることがあれば、ぜひ聞かせていただきたいです。

都市計画決定権者：その話についても、仰ることはよくわかりますので、いろいろな事例も踏まえたうえで、何が適切なのかということも判断していきたい。実施設計の中で、先生が仰られたことも踏まえた配慮をできるかどうかも含めて考えていきたいと思いません。

委員：最後にもう1点、事後調査に関してですが、動物で事後調査をされるのがオオタカのみだったかと思います。通路の設置に関しては事後調査には書いていないと思うのですが、ぜひやられたらいいのではないですか。要するに、生物の通路となるものを設置したその後、実際にそれらを動物がどう移動しているのかということも事後調査の中できちんとデータをとられたら、今後のいろいろな開発案件に際してもものすごく有意義なデータになるのではないかと思います。それは可能ではないかと思うのですが、どうですか。

都市計画決定権者：もちろん技術的というか、調査上は可能です。

委員：ですよね。そのデータはすごく意味を持つてくると思うので、具体的に、例えばこういう規模のこういうトンネルをここにはこれだけ、ここではこれだけ用意したということがあったら、場所間の比較もできますし、実際にどういった生物がどれだけ利用しているかということもきちんとデータをとれば明らかになってくると思うので、それはぜひやってほしいというか、やるべきではないかと思うのですが、いかがですか。

都市計画決定権者：事後調査をするものの基本的な考え方としては、保全措置の不確実性があるかどうかというところで、確かに先の先生も言われたとおり何個置けばいいかも分からないし、置いても通るか分からないという意味では不確実性はないわけではないので、そういう意味で事後調査をやるやらないということは、ひとつ検討してもいいかもしれないです。検討させていただいてよろしいですか。

委員：ぜひそれは入れていただきたいと思います。

委員：この道路は、鈴鹿市から亀山まで走っているみたいですが、途中で上がったたり下りたりはできるのでしょうか。

都市計画決定権者：配布資料のスライド4ですが、自動車専用道路でございますので、インターを設けます。インターが書いてあるのですが、川崎下庄線インターや鈴鹿中央線インターという、鈴鹿から高速へ行く道とかでインターを設けますので、そこでの出入りのみでございます。

委員：インターに出入りするための道路や、そこに繋げていくための工事についても、この評価に入っているということですか。

都市計画決定権者：取付けの部分は入っております。接続する部分も入っています。

委員：いろいろな影響が出てくる部分もあるということですか。

都市計画決定権者：事業実施区域の中に含まれていると認識いただけたらと思います。

委員：後から、対象を評価していなかったということはないですね。

都市計画決定権者：はい。

委員：不測の事態、予測できなかった事態が生じた場合は後から対処しますと書いていただいているのですが、特に騒音の部分かと思うのですが、具体的に何かこんなことを予定しているということはあるのでしょうか。

都市計画決定権者：一般的に騒音になると思うのですが、一応予測はしているのですが、例えばその辺の周辺で大規模な開発が発生してしまうと、そこへ交通が集中してしまつて騒音が上がってしまう可能性があった場合に、道路管理者としての対応はどうしても出てきますので、そういう場合は不測の事態として何らかの対応をしていかないといけないと思います。

委員：具体的に何をするのでしょうか。

都市計画決定権者：騒音のレベルによって対応の工法が違ってきますので、例えば舗装を

変えるだけで済むのか、遮音壁をつけなければいけないとか状況によって変わりますので、一概には決められないです。

委員：幾つかの場合を想定して、この場合はこんなこと、あんなことと考えてはいるのでしょうか。

都市計画決定権者：騒音のレベルによって違うもので、今の段階では考えていないですが、おそらく低いレベルであれば舗装の修繕で済むかもしれないです。

委員：だから、何か出てきたときに起きてから考えるのではなく、ある程度予測が必要ではないかと考えるのですが、交通渋滞の場合もありますよね。

都市計画決定権者：ただ、交通量の予測としては概ね精度の高いものだとは認識しているのですが、例えば別途開発が起きてくる、開発というのはなかなか予測のつく範疇ではなかったりするもので、そういうものが出たときに、今の時点で予測するというのはなかなか難しいので、それはその場その場で対応していくしかないのかなと思います。

委員：正確な予測は無理としても、このくらいというものがある方がいいのかという気がします。起きてから考えるというのは、あまりにも行き当たりばったりという気がしないでもないです。その通り起きなくても、こうなったときにはこうする予定ということがあると、安心できるのかという気がします。

幹事意見の中で土砂災害警戒地区というものがここに含まれているとありましたが、そこに対しての土砂災害対策のようなことは事前にはやられるのですか。

都市計画決定権者：設計をしていく段階では、そういう区域が入ってくる場合は当然させていただく形になります。

委員：住民の方もそういう心配をされていたので、こんなことをしますとかあんなことをしますといったことが事前に分かっていると、少し安心されるという気がします。

都市計画決定権者：現地の測量等をしていない段階で、どういう工法でどういうものというのはなかなか決めにくい段階ですので、実施設計する段階で地域へ入っていきまして、こういう対策をさせていただきますという説明になるのかなと思っております。現時点では、そういうことがあった場合はこういうことも考えているという表現しかしようがないです。

委員：分かりました。ありがとうございます。

委員：騒音に関して5点ほど聞かせていただきたいです。

まず、説明資料のスライド 21 ページですが、1、6、8 の予測地点においては防音パネルを設置するというのですが、まずこの防音パネルはどこに設置するのか教えてください。

都市計画決定権者：敷地境界です。

委員：関連ですけれども、説明資料のスライド 20 ページに戻ると、1、6、8 というのは高架になっているところで、騒音源としてはどの高さを騒音源として仮定しているのでしょうか。

都市計画決定権者：これは建設機械の騒音ですので、工事中の騒音ということです。

委員：高架の上では工事しないのですか。

都市計画決定権者：工事は上でもします。

委員：ですよね。その場合は騒音源が上になるので、2mのところよりも遥かに上に騒音源が存在するので、全く役に立たない可能性があるのではないですか。

都市計画決定権者：想定している建設機械の騒音ですけれど、基本的に上部工の架設のときの騒音はそれほど大きくないのですが、下部工の施工、下の方を掘るときに大きな機械を使ったり、杭や矢板を使うときはどうしても騒音が出ますので、それが一番大きな騒音源と考えていますので、そのときの対策ということです。

委員：敷地境界であれば、ここは確か民家が近いところだったと思うのですが、先ほどあった 1.2m と 4.2m の 2 つの予測はどうしてされていないのですか。これはどこでの予測ですか。敷地境界だけですか。

都市計画決定権者：敷地境界の 1.2m でさせていただいています。それが通常のやり方ということで聞いています。

委員：これについては、敷地境界だけでなく、実際、近隣の民家の地点での値もあわせて示しておいたほうがより親切かと思います。

都市計画決定権者：一番危険側といいますか、民家の側ではこれよりは小さくなるかと考えております。

委員：考えてらっしゃるということを数値で出しておいていただくと、住民の方にも説明がしやすいかと思います。目の前で大きなものを造られるというところでは相当ストレスになるということがありますので、それはやはり説明責任として果たされる必要があるかと思います。

2 点目が、説明資料のスライド 23 ページの青枠ですけれど、「工事用車両の運行に起因

する騒音の増加はない」と書かれていますが、騒音に関する幹事意見に対する見解の2番目で、0.5dB未満の増加ということで、0.5dBくらいの増加ということは、要はエネルギーとしては1割くらい増加していることになりますので、ないわけではなく、書くならせめて少ないと書いていただきたいと思います。

都市計画決定権者：表現が悪かったです、環境非悪化という意味で書かせていただきました。

委員：エネルギーは増加しているので、悪化はしているのですね。なので、この表現はよろしくないです。

3点目、説明資料のスライド26ページの青い枠ですが、遮音壁を設置するということですが、遮音壁を設置することで風切り音等は発生し得るものでしょうか。

都市計画決定権者：ここでは想定していません。

委員：割と開けた土地柄かと思いましたが、これは分からないですが、北風が強い時などは風切り音が発生するのかなと思いますので、そういった部分を想定しておいていただくといいのかということと、遮音壁を設置するということは眺望の変化、ないときとあるときで眺望が変わると思いますので、そちらについてもあわせて検討されておくといいのではないかと思います。

4つ目は、説明資料のスライド39ページのオオタカの話ですが、営巣地での騒音レベルは現況で55、予測値が63dBになるという表現ですが、この数値はあくまでも人間のA特性で測ったときの数値であって、オオタカの聴覚特性で考えられている数字ではないので、人間の騒音レベルで議論するということはやや乱暴かもしれないです。ひょっとしたらオオタカはもっと違うところで反応する可能性もありますので、A特性で議論ということはちょっと乱暴かという気がします。

最後、騒音の幹事意見への見解の4番目の回答で、「予測手法は多数の事例解析に基づくものであり」ということで、事後調査は実施しないということですが、せっかく大規模な工事を予定されているということでもありますので、いろいろなデータの蓄積という意味で、事後調査をぜひ実施していただいて公表していただくと、今後の同じような工事のときの事例として役に立てることができると思いますので、ぜひ事後調査も実施していただけるといいと思います。

委員：大気質について申し上げます。NO₂、SPMとも、その予測評価結果は十分環境基準

値等を下回っていますので、まず問題ないと判断されると思います。そうは言っても、方法書までと同じように、工事車両等からの排出ガスあるいは粉じんの巻き上げ等に対しては、その排出抑制のための適切な配慮をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

委員：説明資料の一番最後の総合評価の水質について、濁りのことを扱っているという説明があったのですが、先ほども申したように、湿地のかなりの面積が失われるということで、例えば流量とか地下水位とか、水の環境というのは水の濁りだけではないですし、特に工事をやっているときではなく、その後に道路ができる状態が問題になってきますので、そういうことを考慮しているということが分かる項目をできれば考えていただけないかと思います。

都市計画決定権者：表流水のみでなく、地下水などもということでしょうか。

委員：できればそうですね。結局、川が周りの谷の扇状地から発する川のこの状態が周りの水を涵養していた状態だと思うので、先ほど他の先生も仰ったようにそれをできるだけ残していくという方向性を持つならば、それが今どういう状況になっていて、どのように見ていくのかという姿勢がそこに出てくるのではないかと思います。

都市計画決定権者：確かに、予測結果であまり触れられてはいませんが、構造としては盛土と高架となっていて、地下水への影響としては大きくはないのではないかと思います。定性的な予測は考えているところではあるのですが、確かに元々地下水はどうなっているかというデータも入っていないので、どういう記載が適切かは考えたいと思います。

委員：お願いします。